官庁事項

官庁事項

関東地方整備局公示

相模川水系相模川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 28 年 12 月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　係留施設　５基

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　神奈川県平塚市須賀地先

⑵　当該工作物を除却した日　平成28年11月11日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　平成28年11月11日

⑵　保管の場所　神奈川県茅ヶ崎市柳島地先

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－18－１　国土交通省関東地方整備局　京浜河川事務所占用調整課　電話045－503－4015

公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３４１号

岩手県滝沢市大石渡543番地

破産者　畠山　健治

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４２号

岩手県滝沢市平蔵沢94番地14、旧住所岩手県滝沢市大石渡543番地

破産者　畠山　孝美

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５８号

盛岡市志家町10番30―401号

破産者　上小林綾子

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１４３号

神奈川県藤沢市善行１丁目３番地の14　第５善進ビル202号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市白旗１丁目14番16―405号

破産者　大澤　秀則

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９５号

横浜市栄区桂台西２丁目18番８号　ファンライフＹ－Ⅰ　101

破産者　栗山　　壽

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４８号

横浜市都筑区南山田２丁目24番６－1011号

破産者　山口　啓介

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４９号

横浜市都筑区南山田２丁目24番６－1011号

破産者　山口　惠子（旧姓捧）

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６７３号

神奈川県藤沢市大鋸1044番地

破産者　根本　喜正

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９３号

横浜市港北区篠原東１丁目４番29号　東ハイツ103号室

破産者　渡辺　正也

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８６号

横浜市南区六ツ川３丁目118番地１　パークコート六ツ川台303

破産者　野間　美子

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８９５号

神奈川県海老名市柏ケ谷600番地の５　（３－403）

破産者　佐野　祐太

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２０号

横浜市神奈川区菅田町2907番地１　中村荘３号

破産者　中村千加子

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９８４号

神奈川県藤沢市石川５丁目11番地の10

破産者　藤井誠こと　朴　　誠

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６３号

神奈川県平塚市桃浜町30番５－203号　レジェンド、前住所神奈川県平塚市袖ケ浜13番24－４号

破産者　石田　宣生

１　決定年月日　平成28年12月12日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部